keep river clean

岩見沢河川事務所管内

ゴミマップ

●●●●私たちのまちを大切に●●●●

私たちの住むまちの川には、残念なことに沢山のゴミが捨てられています。
写真は、岩見沢河川事務所で管理している川に捨てられていたゴミのほんの一部です。これらの写真から、さまざまな種類のゴミが捨てられていることがわかります。
川はゴミ捨て場ではありません。誰も見ていないからといって、捨てることは絶対にやめましょう。

国土交通省
北海道開発局 札幌開発建設部

岩見沢河川事務所

〒068-0007 岩見沢市７条東９丁目 3-1
Tel（0126）23 - 9555
HP https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/iwamizawa_kasen/

岩見沢河川事務所管内人口比率・ゴミ等不法投棄の各市町村件数及び種類別件数

岩見沢河川事務所管内人口比率（最新公表値）

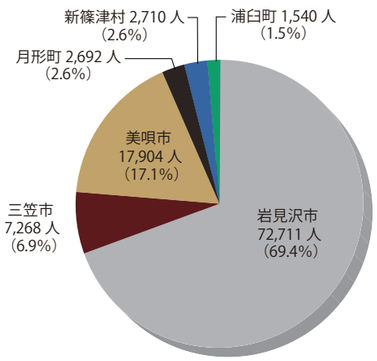

ゴミ等不法投棄の各市町村件数（令和７年度）

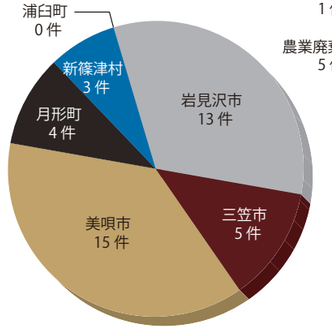

（全件数 40 件）

ゴミ等不法投棄の種類別件数（令和７年度）

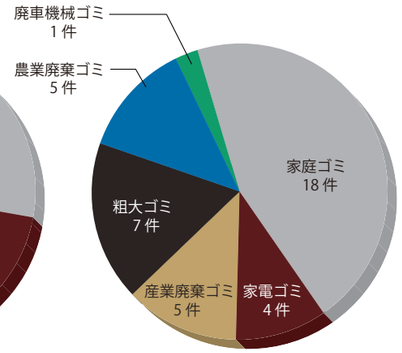

（全件数 40 件）

石狩川
須部都川
岩見沢市
月形町
新篠津村

石狩川
札比内川
美唄川
産化美唄川
奔美唄川
美唄市
月形町
浦臼町

不法投棄を規制する国の法令は「廃棄物処理法」※です

第16条　何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

ゴミの不法投棄及び未遂行為の罰則

第25条　個人　最高で拘禁刑5年もしくは1,000万円の罰金

第32条　法人　最高で3億円の罰金（一般廃棄物及び産業廃棄物）

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略

北海道の条例　北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例

第8条　何人も、みだりに空き缶等を捨ててはならない。

規定に違反した場合の罰則　**第16条　第16条　最高で2万円以下の過料**

この条例において「空き缶等」とは、空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器（中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。）、包装袋、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。

幾春別川

岩見沢市
三笠市
新篠津村

旧美唄川
大願川
第一幹川
二号川
第二幹川
ビバイクションベツ川
ゴクドウ川

岩見沢市
美唄市